3　最終指定親会社等は、清算機関等（法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関又は商品取引清算機関（商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。以下同じ。）その他これらに類する者をいう。以下同じ。）、金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。）又は商品取引所に対するエクスポージャーのうち、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二　清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

（マーケット・リスク相当額の合計額）

第十一条　第三条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、最終指定親会社等におけるトレーディング業務に係る資産及び負債並びにトレーディング業務に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産を対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（最終指定親会社の連結子法人等における本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、トレーディング業務を行う部署においてリスク管理上トレーディング業務に係る取引と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができるものとし、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

（オペレーショナル・リスク相当額の合計額）

第十二条　第三条の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十三条　内部格付手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額（平成二十三年六月三十日より内部格付手法の使用を開始する最終指定親会社においては、第三章に定める信用リスクの標準的手法を適用した場合の所要自己資本の額）に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第三条の算式の分母に加えなければならない。

一　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間　八十パーセント

3　前二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第三条の算式の分母に加えなければならない。

4　第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条に定めるところにより算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

5　第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条に定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百八十二条に規定する基礎的手法を含む。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6　第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第三条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条に定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百八十二条に規定する基礎的手法を含む。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

第三章　信用リスクの標準的手法

第一節　総則

（標準的手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額）

第十四条　標準的手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額とは、第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十五条及び第二百二十四条から第二百三十条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合にはこれに従う。

（非依頼格付の使用禁止）

第十五条　標準的手法採用最終指定親会社は、リスク・ウェイトの判定に当たり、非依頼格付を使用してはならない。ただし、中央政府に付与されたものである場合には、この限りでない。

（格付等の使用基準の設定）

第十六条　標準的手法採用最終指定親会社は、リスク・ウェイトの判定に当たり、あらかじめ、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアの使用の基準を設けるものとする。

2　標準的手法採用最終指定親会社は、前項に規定する基準を設けるに当たっては、信用リスク・アセットの額を意図的に小さくすることを目的としてはならない。

3　標準的手法採用最終指定親会社は、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアを内部管理において用いている場合、第一項に規定する基準を当該内部管理における使用方法と整合的なものにしなければならない。

4　この章及び第五章第二節第一款において格付、個別格付（特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。）、債務者信用力格付（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。）、短期格付又はカントリー・リスク・スコアとは、それぞれ標準的手法採用最終指定親会社が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法採用最終指定親会社が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。